

中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金審査会設置要綱の改正（案）

組織

第3条 審査会の委員は、次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 中央区地域健康福祉計画推進協議会委員長
- (2) 中央区地域健康福祉推進協議会から選出された者1名
(以下 略)

(1)・(2)を削除し「中央区地域健康福祉推進協議会が推薦する者2名」に改正する。

現行：推進協議会委員が改選される年度は、推進協議会で(1)と(2)の補助金審査会委員が決まるまで審査会が開催できない。

改正：推進協議会から次年度の審査会委員を推薦しておくことで、審査会の早期開催が可能となる。

○推進協議会と補助金審査会の関係（協議会委員任期3年の場合）

27年度	28年度（協議会委員改選）	29年度	30年度
推進協議会で 審査会委員推薦 審査会	審査会 推進協議会で 審査会委員推薦 ↓ 審査会	審査会	審査会 推進協議会で 審査会委員推薦

中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金審査会設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金審査会設置要綱</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p><u>(1) 中央区地域健康福祉推進協議会が推薦する者2名</u></p> <p><u>(2) 中央区地域課長</u></p> <p><u>(3) 中央区健康福祉課長</u></p> <p><u>(4) 中央区社会福祉協議会事務局長</u></p> <p>第4条～第7条 (省略)</p>	<p>中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金審査会設置要綱</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審査会の委員は、次の職にある者をこれに充てる。</p> <p><u>(1) 中央区地域健康福祉計画推進協議会委員長</u></p> <p><u>(2) 中央区地域健康福祉推進協議会から選出された者1名</u></p> <p><u>(3) 中央区地域課長</u></p> <p><u>(4) 中央区健康福祉課長</u></p> <p><u>(5) 中央区社会福祉協議会事務局長</u></p> <p>第4条～第7条 (省略)</p>